

一般社団法人日本地質学会 地質技術者教育委員会規則

(目 的)

第1条 本委員会は、「一般社団法人日本地質学会理事会規則」(以下「理事会規則」という)第13条に基づき、一般社団法人日本地質学会が行う社会貢献活動のうち、JABEE制度支援、技術者の教育、継続研鑽支援などを担当することを目的とする。

(業 務)

第2条 本委員会は、前条の目的を達成するため、以下の事項を行う。

- (1) JABEE制度の普及、JABEE関係組織への参画およびJABEE認定審査に関わる事項
- (2) 地質技術者に関わる教育、普及および継続研鑽に関わる事項
- (3) 地質系業界の周知および地質系学生の就職支援に関わる事項
- (4) その他、執行理事会および理事会より指示のある事項

(構 成)

第3条 本委員会は、理事会規則第13条第3項に基づき、委員長および委員で構成される。委員長および委員は、正会員の中から社会貢献部会長の推薦により理事会が選出し、会長が委嘱する。

2 委員長は、本委員会の業務の執行および管理を統括する。

3 委員長は、必要に応じて、副委員長を指名することができる。副委員長は委員長を補佐し、委員長の業務を分担執行する。

(任 期)

第4条 理事会規則第13条第3項に基づき、委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(運 営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。

2 委員会の議事に対して、事前に書面ないし電磁的方法により意思の表明あるいは委任状を提出した者は出席とみなす。

(規則の変更)

第7条 本規則の変更は、理事会の承認を得る。

附則

1. 本規則は、2023年9月9日から施行する。